

第33回半田市農業委員会総会議事録

令和8年2月20日午後2時00分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 第98号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第99号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第100号議案 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について（一括契約）
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条の1第7項の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第1番	深津延幸	出席	有脇・亀崎	石川丈夫	欠席
第2番	小栗絵里	出席	乙川	高橋智恵	出席
第3番	岩橋克巳	出席	半田・岩滑	青木功雄	出席
第4番	新美久美子	欠席	成岩	榊原且己	出席
第5番	竹内甲永	出席	板山	岩橋一成	出席
第6番	榊原久美	出席			
第7番	堀寄純一	出席			
第8番	石川敏彦	出席			
第9番	藤野道子	出席			
第10番	石川明美	出席			
第11番	新美周大	出席			

事務局出席者

事務局長	榊原正彦	書記	服部由紀
書記	安本源		

事務局

ただ今から第33回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。近頃は市内でも風邪が流行していると聞きます。農作業も寒い時期は体にこたえます。

皆様も体調にはご注意ください。本日も議事の進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。本日の出席委員は11名中10名です。また、推進委員5名中5名ご出席いただいております。半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、6番の榊原久美委員と7番の堀寄純一委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、安本氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の第98号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、6件出ております。はじめに番号703-34について担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は相続をしたものの管理ができないため譲り渡すものです。譲受人は法人の敷地に隣接しており、牧草を育てたいとするものです。

委員

場所については、別冊1頁をご覧ください。半田ソーラーパークの西側です。窪地になっていますが現状耕作されていないので、耕作をしていただければ問題ないと思います。

議長

番号703-34につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号703-34につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号703-34を承認・可決いたします。

続きまして、番号703-35について事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は常滑市内で製造業を営む法人です。現在自社の敷地内で試験的に農作物を栽培しており、今後農業事業への注力をするために営農規模を拡大しようとするものです。譲渡人は農地として管理ができないため本申請に至りました。本申請は法人に対する賃借権設定であり、申請書には適正管理が行われなかった場合契約を破棄する旨の記載のある契約書が添付されています。場所については担当委員よりよろしく願いいたします。

委員

場所については、別冊 2 頁をご覧ください。申請地はすでに耕作されており問題ないかと思われます。

議長

番号 703-35 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-35 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-35 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-36、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は賃借権を設定し、ニンニクを栽培しようとするものです。若い農家で他の農地でもすでにニンニク栽培を行っているため、規模の拡大が目的となります。

場所については、別冊 3 頁をご覧ください。午ヶ池の南側に位置する農地です。すでに伐採等が行われ、以前に比べると格段にきれいになっています。

議長

番号 703-36 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-36 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-36 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-37、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は高齢のため耕作することができないため譲り渡すものです。譲受人は実家が農家であり幼少期から現在まで農業に携わっています。季節野菜を申請地で育てようとするものです。

場所については、別冊 4 頁をご覧ください。知多半島道路の西側で新美南吉の養家の北東に位置します。申請地の南側が譲受人のご自宅になります。問題ないものと考えます。

議長

番号 703-37 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-37 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-37 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 703-38・39 は関連しているため一括で上程します。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲渡人は相続で得たものの、管理ができないため譲り渡すものです。譲受人は住居と耕作地に近いことから、営農規模を拡大しようとするものです。38 は所有権の移転、39 は賃借権設定となります。譲受人は 60 年ほど農業に携わり、機械等も所有しており市外でも広く耕作をしていらっしゃいます。

場所については、別冊 5 頁をご覧ください。申請地の隣がご自宅になります。一枚の土地の北側を賃借権設定し南側を所有権移転します。きれいに管理されているため問題ないものと考えます。

議長

番号 703-38・39 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 703-38・39 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 703-38・39 を承認・可決いたします。

続きまして、第 99 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、4 件出ております。

番号 705-31 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は大阪府大阪市に本社を置き、太陽光発電設備の設置やエネルギー利用設備設置及び電気の供給、販売を行う法人です。当該地において太陽光発電設備を設置し、発電事業を行いたいとするものです。雨水排水は自然浸透を予定しています。設備の管理は名古屋市の会社が行い、敷地の草刈も年 2 回実施するとのことでした。周辺住民に対する説明会も実施済みで書類も完備しており転用はやむを得ないかと思えます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

別冊 2 頁をご覧ください。南知多道路の西側に位置しています。現在は使用されておらず、周辺農地への影響は与えないと思うので、問題ないと思います。

議長

番号 705-31 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-31 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-31 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-32、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は、現在家族で 7 台の車を所有していますが、うち 3 台は車庫がありますが、4 台は進入路に停めている状況です。自宅前の道は非常に狭く、車の入れ替えに苦労しているようです。さらに申請者の父親が仏壇店を経営しており、使用する木材も自宅敷地内で管理しています。木材の置場は斜面に飛び出す形で保管しているため危険であり、代替の置場を求めて申請に至りました。場所については、別冊 4 頁をご覧ください。703-37 の案件に近い場所です。申請地の東側に申請者のご自宅があります。隣地の同意も得ており、整地のみで利用するため問題は無いと考えます。

議長

番号 705-32 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

隣接農地は田として利用していますか。また、取水の方向はどちらからになりますか。

委員

田として利用しています。取水は南側から行い、申請地よりも田のほうが高くなっています。

議長

番号 705-32 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-32 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-33、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。駐車場として今後利用する予定ですが、現状農業をしていない状況でした。雨水は道路側側溝へ排水します。1 点気になる点としては、8 トン車を 4 台停めるとのことですが周辺に住宅があるので朝晩の出入りが問題にならないようにしていただく必要があると考えます。

場所については、別冊 6 頁のとおりです。

議長

番号 705-33 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-33 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-33 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 705-34、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は岐阜県岐阜市に本社を置き、建設事業を行う法人です。このたび、当該地において一時転用として資材置場を設置し、受託している高圧線の張替工事を行いたいとするものです。雨水排水は自然浸透を予定しています。工事は既に開始されており、申請地にはすでにフェン

ス等が設置されているため、本申請にて是正を行うものです。申請に伴い、顛末書と農地復元誓約書が提出されています。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 7 頁をご覧ください。半田重工業から東へ行ったところになります。現地確認をした時点でフェンスや資材等を確認しています。申請書への顛末書の添付も確認しました。

議長

番号 705-34 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 705-34 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 705-34 を承認・可決いたします。

続きまして、第 1 0 0 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見聴取について」、2 件出ております。

番号 706-43 につきまして、更新であるため、事務局より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。利用権設定の満期に伴い中間管理事業へ更新をするものです。耕作者の変更は無く、引き続き耕作するものであるため問題はございません。現地確認も行いましたが、問題はございませんでした。

議長

番号 706-43 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

議長

番号 706-43 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-43 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 706-44、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。耕作者は現在市内にお住いの方で、申請地周辺で広く耕作を頂いています。申請地は前年の刈取された状態のまま維持されています。問題ないと思います。

議長

番号 706-44 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 706-44 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 4 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 13 件、報告第 3 号「農地法第

5条第1項第6号の規定による届出」が10件、報告第4号「農地法第18条第6項第6号の規定による通知」が1件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しましたことをご報告いたします。

報告第1号から第4号について、何かご質問ご意見等はありませんか。

委員

報告第2号について、いずれも換地に伴う遡及の申請ですか。また、この後何件ほど提出される見込みですか。

事務局

すべて遡及ということはありません。この後はおよそ50件ほどが提出される見込みとなっております。

議長

これで第33回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後3時00分)

以上議事のてん末を録して下記の者が署名した。

半田市農業委員会長 印

半田市農業委員 印

半田市農業委員 印